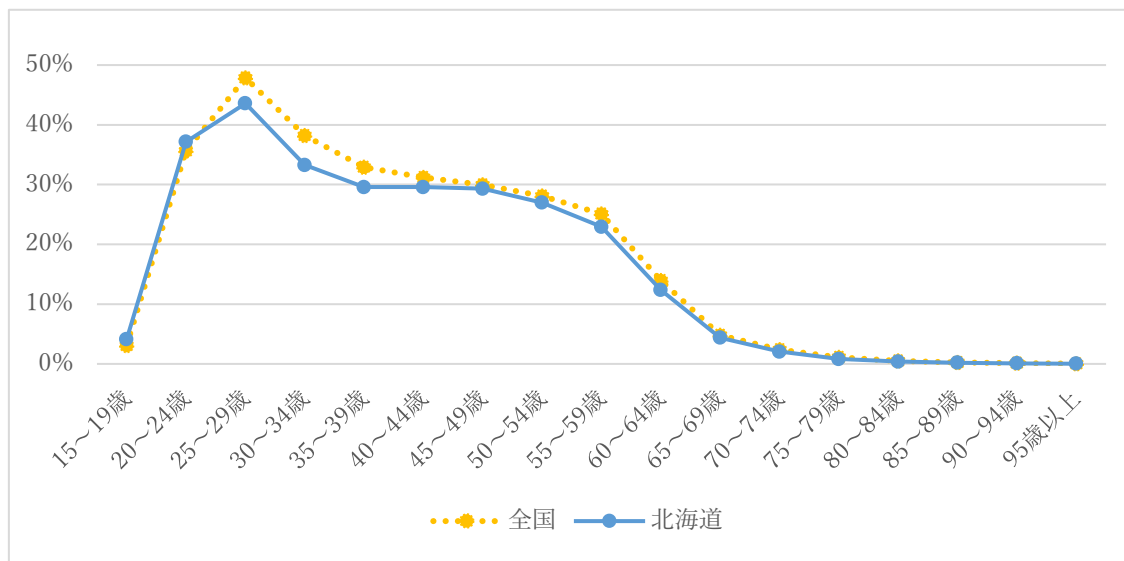


図表 9 年齢別 女性の正規雇用率の推移（L字カーブ（令和2年））

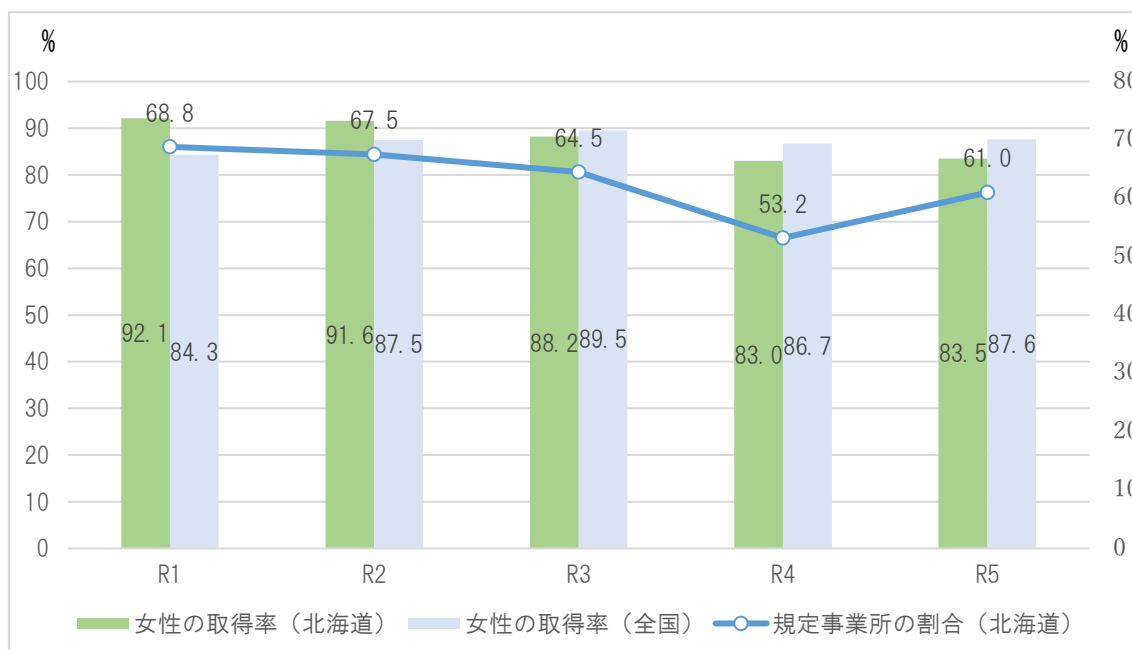


総務省「国勢調査」

⑥ 育児休業制度の規定等

本道において育児休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合は、令和5年（2023年）に前年と比較して7.8ポイント増加したものの、女性の育児休業制度取得率は83.5%と全国平均を4.1ポイント下回っている状況にあります。

図表 10 育児休業制度の規定及び女性の取得状況

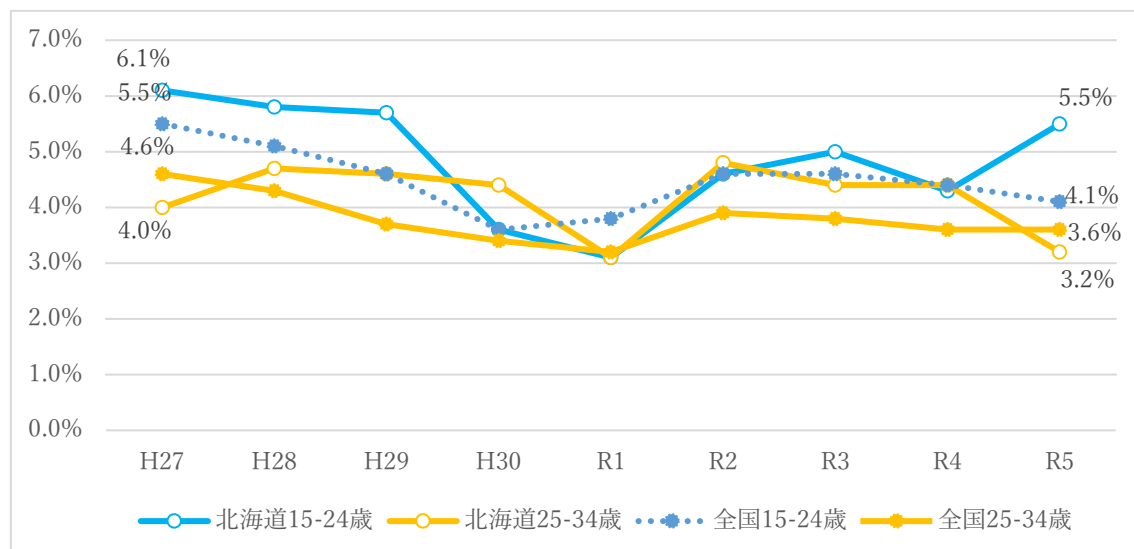


北海道分：「就業環境実態調査」、全国分：厚生労働省「雇用均等基本調査」

⑦ 若年者の失業率

本道における令和 5 年（2023 年）時点の若年者の失業率は、15-24 歳で前年比 1.1 ポイント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34 歳では前年比 1.2 ポイント減少し、全国平均を下回っています。

図表 11 若年者の失業率の推移



総務省「労働力調査」

⑧ 非正規職員・従業員の割合

本道における会社などの役員を除く雇用者に占める非正規職員・従業員の割合は減少傾向にありますが、全国平均を上回っている状況です。

若年者（15～34 歳）における非正規職員・従業員の割合も同様の傾向が見られます。

図表 12 非正規職員・従業員の割合

	非正規職員・従業員の割合			
			若年者（15～34 歳）	
	H29	R 4	H29	R 4
北海道	40.6%	34.3%	35.1%	33.1%
全国平均	38.2%	31.6%	32.9%	30.3%

総務省「就業構造基本調査」

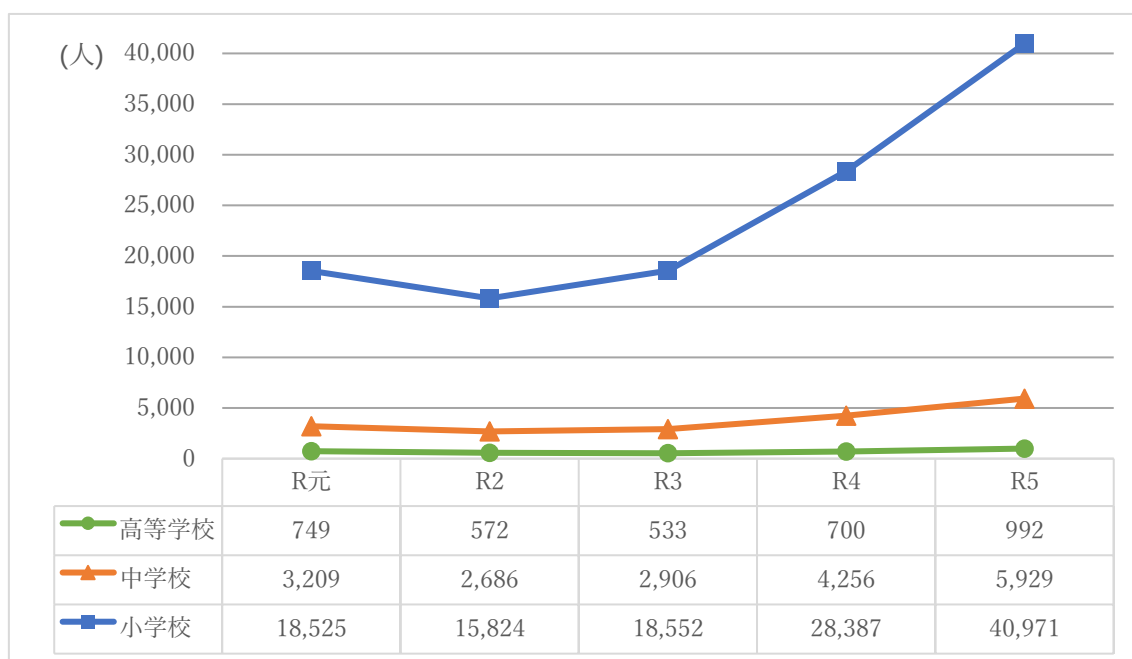
2 青少年を取り巻く環境の現状と課題

(1) 青少年を取り巻く現状

① いじめの現状

道内のいじめの認知件数は令和5年度（2023年度）に4万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度（2019年度）と比較して2倍以上となっています。

図表 13 本道のいじめの認知件数

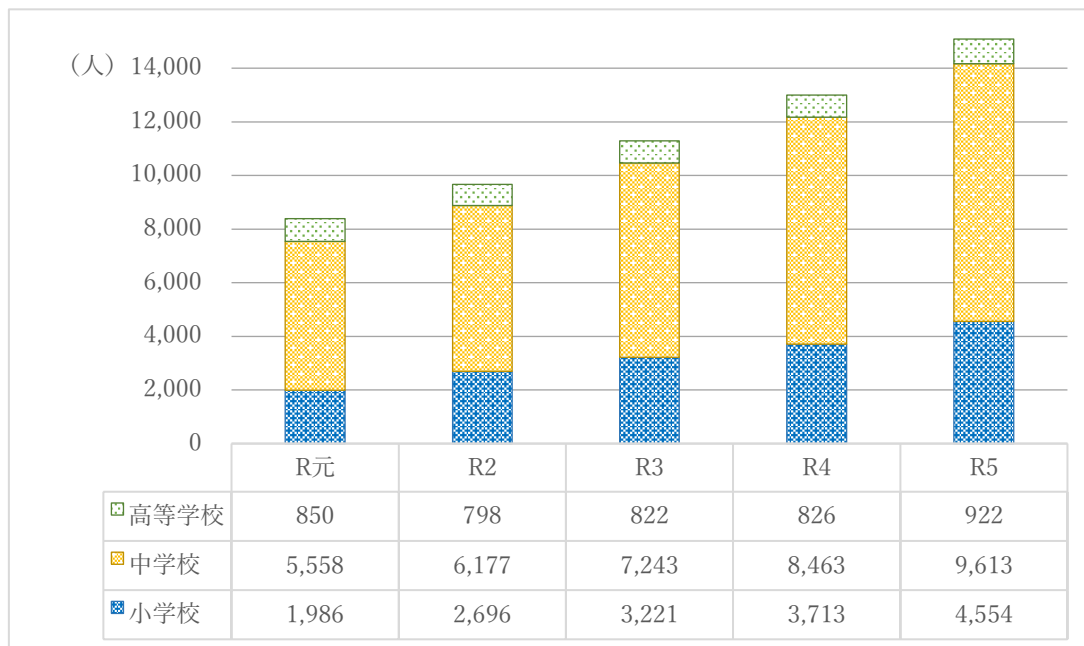


北海道教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 不登校・ひきこもりの現状

道内の不登校（注）の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度（2019 年度）と比較して 2 倍以上となっています。

図表 14 本道の不登校児童生徒数



北海道教育委員会「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

注) 年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数

また、内閣府が令和 4 年度（2022 年度）に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2 の若者（15～39 歳）の割合は 2.05%と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナウイルスの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。

このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されており、内閣府が令和 5 年度（2023 年度）に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、「失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）」が、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の上位（8 位）になっています。

※2 調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- 2 近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

①現在、就業者である旨の回答をしている者等

②身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者

③専業主婦・主夫、家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話をした」「ときどき会話をした」と回答している者

③ 福祉を害する犯罪の現状

児童ポルノや年少者雇用のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪（福祉犯）については、毎年多くの青少年が被害に遭っており、そのうち SNS に起因する被害が5割近くを占めています。

図表 15 本道の福祉犯の被害状況（被害者数）

	総 数	うち SNS に起因	児 童 福祉法	売 春 防止法	風営 適正化法	児童買春 ・ポルノ法	道育成 条 例	その他
H30	211	(99)	6	2	4	110	73	16
R 1	251	(136)	8	2	17	115	94	15
R 2	199	(99)	4	1	22	77	85	10
R 3	197	(103)	6		2	98	76	15
R 4	185	(97)	1	1	7	89	81	6
R 5	220	(104)	4	2	6	95	84	29

北海道警察「少年非行の現況」

④ 少年非行の現状

本道の少年非行の状況は、平成 25 年（2013 年）の非行少年総数を 100 とした場合に、令和 5 年（2023 年）時点で約 6 割に減少しているものの、近年は増加傾向にあります。

図表 16 本道の少年非行の状況（人数及び H25 年を 100 とした場合の指数）

項 目	H25	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
非行少年総数	2,162	1,135	967	986	1,054	1,375
指数（対 H25 年比）	100.0	46.7	39.8	40.6	48.8	63.6
刑法犯	2,018	1,005	815	823	879	1,162
特別法犯	127	125	149	162	175	210
ぐ犯	17	5	3	1	0	3

警察庁「警察白書」・北海道警察「少年非行の現況」

⑤ インターネットの利用の現状

令和 5 年度（2023 年度）の全国の青少年のインターネット利用状況は、98.7%がインターネットを利用しており、うち 70.8%が平日に 3 時間以上利用し、平均時間は 296.9 分となっています。学年が上がるほど、平均利用時間、3 時間以上を回答した割合ともに高い水準となっています。

図表 17 全国の平日のインターネットの利用時間（令和 5 年度）

	利用状況（%）	平均利用時間（分）	3 時間以上を回答した割合（%）
小学生	98.2	226.3	57.3
中学生	98.6	282.1	71.8
高校生	99.6	374.2	81.4
全体	98.7	296.9	70.8

こども家庭庁「令和 5 年度『青少年のインターネット利用環境実態調査』報告書」

⑥ 新規学卒者の早期離職の現状

本道の新規学卒者の就職内定率は令和 6 年（2024 年）3 月の大学卒業者は 93.1%で、同年 3 月の高校卒業者は 98.8%となっています。

離職率について、新規学卒者の就職後 3 年以内の離職率は、令和 2 年（2020 年）3 月卒業者では、高校卒は 43.9%、大学卒では 35.7%であり、全国平均よりも高くなっています。

図表 18 本道の新規高校/大学卒業者の 3 年以内の離職率 (単位：%)

区分	高校卒					大学卒				
	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
北海道	45.5	44.6	43.8	41.6	43.9	35.9	36.4	34.6	33.9	35.7
全国	39.2	39.5	36.9	35.9	37.0	32.0	32.8	31.2	31.5	32.3
全国との差	6.3	5.1	6.9	5.7	6.9	3.9	3.6	3.4	2.4	3.4

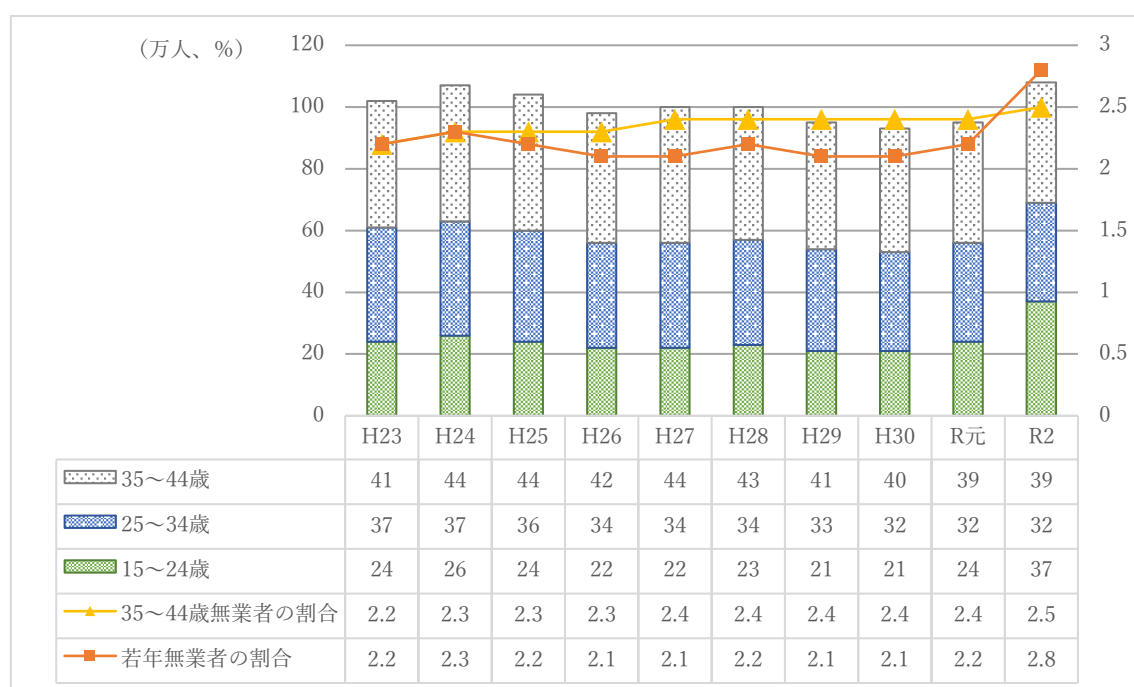
北海道労働局「新規学校卒業者の過去 3 か年度の在職期間別離職状況」等

⑦ 若年無業者の現状

若年無業者（15 歳～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）の動向について、令和 2 年（2020 年）には若年無業者が増加しており、特にそのうち「15～24 歳」の層で比較的大きく増加しています。

また、当該年齢層の人口に占める割合をみると、「15～34 歳」の若年無業者の年齢層の割合の方が、「35～44 歳」無業者の年齢層の割合よりも大きく上昇しており、若年層への影響がより大きいことが分かります。

図表 19 若年無業者及び 35～44 歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



総務省「労働力調査（基本集計）」等

注 1）「若年無業者」は 15～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。

注 2）「35～44 歳無業者」は 35～44 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。

(2) 課題

本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、家庭、学校、地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、取り組んでいくことが重要です。

いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。

青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及等により、SNS に起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙される若年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとなっています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。

新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や地域若者サポートステーションなどの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要があります。

3 こどもの貧困等の現状と課題

(1) こどもの貧困等の現状

① 我が国におけるこどもの貧困の現状

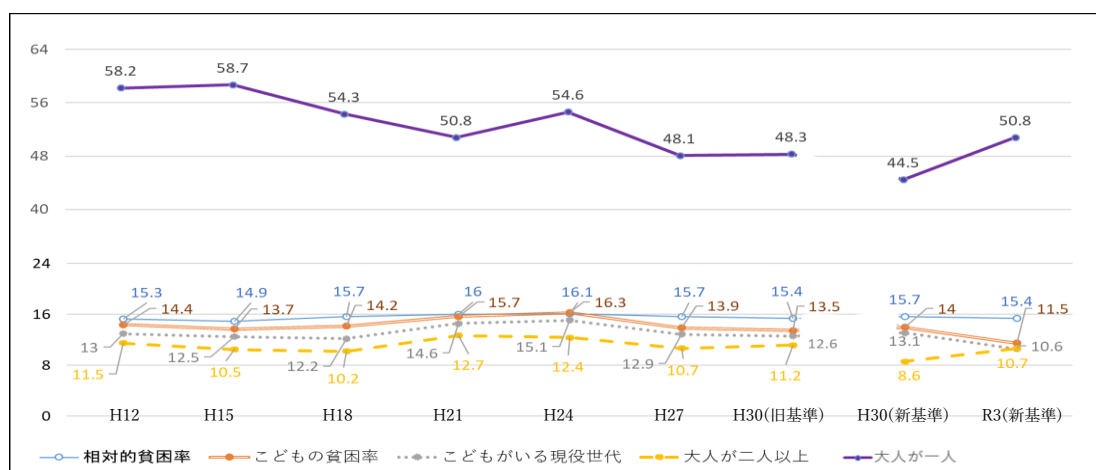
国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和3年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。

一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。

図表 20 貧困率の推移

(単位%)

	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)		2021 (R3)
							旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7



厚生労働省「国民生活基礎調査」

注) 2018年（平成30年）から「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準により、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

② 本道におけるこどもの貧困の現状

都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等を基に、本道におけるこどもの貧困の現状を分析します。

ア 生活保護世帯の現状

本道における生活保護の状況は、令和6年（2024年）4月時点で121,520世帯、149,371人、保護率は2.93%となっており、平成31年（2018年）4月時点（第2期貧困対策計画策定時）に比べ、世帯数は1,698世帯（1.38%）、受給者数は9,939人（6.24%）減少しています。

保護率は、0.08ポイント低下していますが、全国の状況と比較すると、本道の保護率は全国（1.62%）を1.31ポイント上回っています。

図表 21 生活保護の状況

	H31.4（第2期北海道貧困対策推進計画策定時）		R6.4	
	全道	全国	全道	全国
被保護世帯数（世帯）	123,218	1,634,353	121,520	1,647,853
被保護者数（人）	159,310	2,081,339	149,371	2,011,281
保護率（%）	3.01	1.65	2.93	1.62

厚生労働省「被保護者調査」（令和6年度）

また、本道におけるアイヌの人たちの生活保護の状況については、前回調査と比べると保護率は0.49ポイント増加しています。

図表 22 道内のアイヌの人たちの生活保護の状況

	H29	R5
生活保護世帯数（世帯）	281	359
生活保護者人数（人）	386	466
保護率（%）	3.61	4.10
（参考）アイヌ居住市町村の保護率（%）	3.21	3.16

北海道「令和5年アイヌ生活実態調査」※保護率の単位を‰（千分率）から％（百分率）に修正して記載

イ ひとり親世帯の現状

本道におけるひとり親世帯は、令和2年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているものの、全国と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）を0.36ポイント上回っています。

図表 23 ひとり親の世帯数

	H27		R2	
	全道	全国	全道	全国
ひとり親世帯（世帯）	50,132	838,727	40,970	721,290
全世帯に占める割合（%）	2.06	1.57	1.65	1.29

総務省「国勢調査」

道内のひとり親世帯の収入について、母子世帯の年収を見ると、200万円未満の世帯が令和4年（2022年）時点で45.1%となっています。

また、父子世帯の年収は、200万円未満の世帯が16.0%で、母子世帯、父子世帯ともに5年前に比べ、減少しています。

図表 24 道内の母子世帯の収入

	H20	H24	H29	R4
200万円未満（%）	58.6	57.1	54.7	45.1
200～300万円未満（%）	28.6	29.9	30.0	32.9
300万円以上（%）	12.9	13.0	15.3	22.0

北海道「ひとり親家庭生活実態調査」

北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭（父と子、母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

図表 25 道内の父子世帯の収入

	H20	H24	H29	R4
200万円未満（%）	16.3	20.5	19.6	16.0
200～300万円未満（%）	27.9	30.4	41.5	29.2
300万円以上（%）	55.8	49.1	38.9	54.8

北海道「ひとり親家庭生活実態調査」

北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭（父と子、母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

ひとり親世帯の親の就業率は、令和2年(2022年)国勢調査によると母子世帯で81.5%、父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、非正規職員が7.5%となっています。

前回調査(平成27年)と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も正規職員の割合も上昇しました。

また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。

図表 26 ひとり親家庭の親の就業率

	全道(H27)			全国(H27)			全道(R2)			全国(R2)		
	全体			全体			全体			全体		
		正規職員	非正規職員		正規職員	非正規職員		正規職員	非正規職員		正規職員	非正規職員
母子世帯(%)	77.6	41.4	51.8	80.8	44.4	48.2	81.5	49.0	44.3	83.0	50.7	41.8
父子世帯(%)	87.8	70.2	9.9	88.1	69.4	9.7	88.4	72.0	7.5	87.8	71.4	7.5

総務省「国勢調査」

ひとり親世帯のこどもの保育所や幼稚園等への就園率は、全道で88.2%(R4年調査)と、全国(R3年調査：79.8%)に比べて高くなっています。

図表 27 ひとり親家庭のこどもの就園率

	全道(H29)	全国(H28)	全道(R4)	全国(R3)
ひとり親家庭のこどもの就園率(%)	86.0	81.7	88.2	79.8

北海道「ひとり親家庭生活実態調査」 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭(父と子、母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

以上のことから、就業率等の改善は見られるものの、世帯収入など、本道のひとり親世帯が経済的に厳しい状況にあることは明らかであり、その状況は母子世帯においてより顕著になっています。

ウ 児童虐待への対応と社会的養護の状況

(ア) 児童虐待への対応

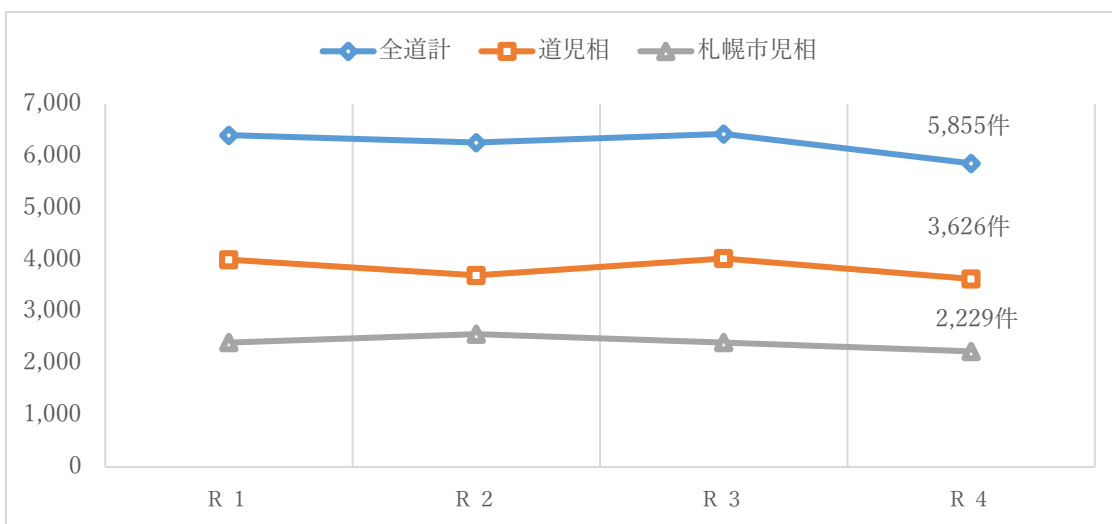
児童相談所における児童虐待相談対応件数は、高い水準で推移しており、令和4年度（2022年度）に全道で5,855件となっています。

図表 28 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	前年度比
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍
道 児 相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍

※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数



また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和4年度時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導（助言指導等）が92.3%となっています。

図表 29 相談対応結果（道児相）

(単位：件)

区 分	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
R 3 年度	122	14	3,676	208	4,020
	3.0%	0.4%	91.4%	5.2%	100.0%
R 4 年度	90	37	3,348	151	3,626
	2.5%	1.0%	92.3%	4.2%	100.0%
増 減	▲32	23	▲328	▲57	▲394

北海道保健福祉部子ども政策局調べ

(イ) 社会的養護の状況

保護者のいない子どもや虐待を受けた子どもなど、社会的養護を必要とする子どもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和5年3月末時点で、道内に23か所の児童養護施設（地域小規模を除く。）と2か所の乳児院、28か所のファミリーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。

社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等の家庭養護が643人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね2対1で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。

図表 30 施設養護の状況（札幌市を含む。）

令和5年3月末現在

区 分	施設数	定員数	在所児童数
児童養護施設（本体）	23	1,223	1,105
児童養護施設（地域小規模）	28	166	150
乳児院	2	60	46

北海道保健福祉部子ども政策局調べ

図表 31 家庭養護の状況（札幌市を含む。）

令和5年3月末現在

区 分	施設数	定員数	在所児童数
ファミリーホーム	28	167	117
里 親	1,016	376	526

北海道保健福祉部子ども政策局調べ